

## 危険物製造所等休止・再開届出書

### 1 内 容

危険物施設の使用を3ヶ月以上休止するとき、又は休止後その使用を再開しようとするときに使用します。

【根拠条文 市危則第10条】

### 2 手続き

- (1) 届出書1部を予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。(控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。)
- (2) 予防課危険物係の職員が施設の調査を実施します。

### 3 提出時期

休止又は再開しようとする日の7日前までに届出してください。

### 4 添付資料等

#### (1) 休止届

- ア 案内図
- イ 施設平面図
- ウ 火災予防等安全対策

#### (2) 再開届

- ア 案内図
- イ 施設平面図
- ウ 別途提出書類
  - ・点検結果等の資料提出（必要に応じて）
  - ・危険物保安監督者
  - ・予防規程認可書

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

危政令→危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則→危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則→新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）